

国の委託による研究開発における知的財産マネジメント に関する運用指針の策定に向けた取組状況について

経済産業省 産業技術環境局
産業技術政策課 成果普及・連携推進室

(産業構造審議会における議論)

- ✓ 産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・評価小委員会において、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用など、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントのあり方について検討が行われ、平成26年6月に、「中間とりまとめ」の別紙として提示(別添1参照)。
- ✓ 中間とりまとめにおいては、「個々の研究開発プロジェクトの目的や態様に応じて知的財産権の帰属や第三者への実施許諾等の取扱いを定める上で、その指針となるガイドライン等を策定する」とこととされた。



(取組状況)

- 産業構造審議会における中間とりまとめを踏まえ、有識者による委員会での議論・検討を含む調査研究事業を実施(別添2参照)。
- 本調査研究では、国の研究開発における知的財産マネジメントのあり方について検討する上で必要な情報を収集するとともに、具体的な論点を洗い出して検討し、指針策定のための基礎資料を作成する。

(今後の予定)

- 国の委託による研究開発における知的財産マネジメントに関して、経済産業省としての運用指針をとりまとめ、来年度の研究開発事業から適用することを目指す。

【別紙】

研究成果を最大限事業化に結びつけるための知的財産マネジメントのあり方

1. 問題意識

(1) 日本版バイ・ドール制度導入の経緯

従前、国が民間企業等に委託した研究開発事業において得られた特許権等の知的財産権は、国有財産として国が保有することとされていたが、平成11年に施行された産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)第30条により、研究開発を受託した者に知的財産権を帰属させることが可能となるよう措置された。

本条項は、米国特許法上に定められた同旨の条項を参考に規定されたことから、米国において提案者の名をとり「バイ・ドール法」と称されていることに鑑み、「日本版バイ・ドール制度」と通称される。平成19年には産業技術力強化法第19条に移管され、恒久措置化されている。

日本版バイ・ドール制度の目的は、知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにある。

＜日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第19条第1項)概要＞

国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究開発の成果に係る知的財産権について、以下の4つの条件を受託者が約する場合に、受託者から譲り受けないことができる。

- i) 研究成果が得られた場合には遅滞なく国に報告すること。
 - ii) 国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、知的財産権を無償で国に実施許諾すること。
 - iii) 知的財産権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
 - iv) 知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め国の承認を受けること。
- ※国の研究開発の委託契約において、上記4つの条件を受託者に約させている。

＜日本版バイ・ドール制度の目的＞※経済産業省ホームページより転載。

- ① 技術に関する研究活動を活性化すること
- ② その成果を事業活動において効率的に活用すること

(2) 日本版バイ・ドール制度導入後の状況と問題意識

制度の導入後は、経済産業省を中心に、国が実施する委託研究開発プロジェクトにおいて適用が進み、近年は、ほぼ全てのプロジェクトにおいて、研究開発の受託者（発明者の所属する機関。以下同じ。）に知的財産権を帰属させる運用がなされている。

知的財産権が受託者に帰属することとなった結果、企業等が国の研究開発プロジェクトに参加するインセンティブは明らかに向上した。その一方で、研究開発の成果の事業化が進んでいない場合も依然みられ、知的財産権を保有する者以外への研究開発成果の展開が十分進まない可能性も懸念される。

このような制度導入の経緯と制度適用の現状を踏まえた上で、国の研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点から、日本版バイ・ドール制度の運用など、国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントのあり方を検討することが必要である。

2. 国の研究開発プロジェクトにおける知的財産マネジメントの具体的な態様

(1) 基本的な考え方

① 研究開発の受託者自身による事業化の重要性

国の研究開発プロジェクトにおいて創出された成果は、その内容や価値を最も理解している研究開発の受託者自身が、その成果の事業化を進めることが、最も基本的な取組である。したがって、研究開発の受託者は、日本版バイ・ドール制度に基づき、国の研究開発プロジェクトの成果に係る知的財産権を保有するに当たり、自らが研究開発の成果の事業化に最大限取り組むべき立場にあり、事業化の実現が期待されていることを強く意識し、行動することが重要である。

② 国富を最大化する観点からの知的財産権の広範な活用

また、研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化する観点からは、研究開発の受託者以外の者が知的財産権を効果的に活用できるようにすることが適切な場合もある。特に、受託者が自ら事業を行わない場合においては、事業を行う者に対し知的財産権の譲渡や実施許諾を行うなどにより、成果の事業化に最大限取り組むことが重要である。

③ 権利化と秘匿化を適切に組み合わせた知的財産戦略への留意

近年の産業技術に係る知的財産マネジメントは、企業活動のグローバル化に伴い、特許出願による権利化を重視した以前の戦略から、海外も含めた権利化とノウハウとしての秘匿化とを適切に組み合わせて最適な運用を図る戦略へと、主流が変容している。知的財産マネジメントを実施するに当たっては、このような現状に留意して進めることが重要である。

④ 受託者が研究開発に取り組むインセンティブの確保

優れた研究開発成果を持続的に創出していく観点からは、受託者が研究開発に取り組むインセンティブを損なわないよう配慮していくことが必要である。

⑤ 知的財産マネジメントの重要性と利用規約の策定

当然のことながら、研究開発プロジェクトは、それぞれ目的や態様が異なるため、知的財産マネジメントも一様ではない。研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結びつけていくためには、各プロジェクトに対応した適切な知的財産マネジメントを行っていくことが必要である。

以上に述べた知的財産マネジメントを実行するに当たっては、将来的な事業化に向けた活用を念頭におき、関係者間で遵守すべき規約を作成することが必要である。このような規約は、成果が生み出される以前のプロジェクトの初期段階において、プロジェクト参加者との間で契約を交わすなどにより明確化しておくことが重要である。

(2) 知的財産マネジメントの具体的な態様**① 研究開発受託者への知的財産権の帰属による研究開発成果の事業化**

上述のとおり、研究開発の成果の事業化は、研究開発の受託者が自ら行うことが最も望ましい。このため、自ら事業化することに意欲的な研究開発の受託者に対しては、現在の日本版バイ・ドール制度の運用どおり、当該受託者に優先的に知的財産権を保有させることが妥当である。

ただし、実際の新製品開発の場面においては、複数の知的財産権の利用を要するのが通例となっており、研究開発成果を事業化するためには、自身が保有する知的財産権のみならず、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権の利用が必要な場合も想定される。

このため、事業化を行う上で必要であれば関係する知的財産権を効率的に活用できるよう、他のプロジェクト参加者が保有する知的財産権も含め、円滑に

＜産業構造審議会研究開発・評価小委員会中間とりまとめより抜粋＞

実施許諾等し合えるルールを、契約に基づきあらかじめ定めておくことが重要である。

② 研究開発の受託者に帰属する知的財産権を広く利活用するための対応**ア 知的財産権を広く利活用するための指針の整備**

日本版バイ・ドール制度においては、研究開発の受託者に知的財産権を帰属させる条件として、当該受託者が、プロジェクトで得た知的財産権を相当期間何ら事業に活用していない場合は、国やファンディング機関の求めに応じ、受託者が第三者に実施許諾することを定めている。

このような法制上の権限を活用して研究開発成果の利活用を進めるに際しては、国やファンディング機関が、「相当期間活用されていない」と判断するに当たっての考え方やプロセスなど、制度を円滑に運用していく上での指針を、あらかじめ示すことが必要である。

イ サプライセンス権等の設定を通じた知的財産権の積極的な活用

また、プロジェクトにおいて取得が見込まれる知的財産権が広範に応用可能なものであるにもかかわらず、研究開発受託者の事業範囲が狭く、特定分野のみでの活用しか見込まれないと当初から想定される場合も起こりうる。このようなケースでは、国やファンディング機関、プロジェクトに参加している産総研等の公的研究機関が関与して事業化意欲のある他の企業をプロジェクト内外から探し出し、研究開発成果のより広範な分野での活用を図る観点から知的財産権の実施許諾を行うなどにより、当該企業に事業を実施させることができるよう、あらかじめ契約等で定めておくことも選択肢として考えられる。

このような取組は、知的財産権が相当期間利用されない状態や限定的な利用に留まることを、結果として未然に防ぐこととなり、研究開発成果をより迅速かつ効果的に事業化することにも寄与すると考えられる。

③ 個別の事情に応じた知的財産権の帰属先の柔軟な対応

研究開発の受託者が、事業化に向けて知的財産権を活用する体制を十分に整備できていない場合や、受託者が知的財産権を保有することを望まない場合等、当該受託者に知的財産権を帰属させても、研究開発の成果の迅速な事業化が見込まれない場合も生じると考えられる。

こうした個別の事情に応じて、当該知的財産権を、事業化意欲のある他のプロジェクト参加者や、プロジェクトに参加する産総研等の公的研究機関、ファンディング機関等に譲渡するなど、知的財産権の帰属先を柔軟に選択すること

<産業構造審議会研究開発・評価小委員会中間とりまとめより抜粋>

により、研究開発成果の事業化を促進することも選択肢として考えられる。

④ 株式会社化等事業に円滑に取り組みやすい体制の構築

技術研究組合を組織変更して株式会社とするなどにより、事業を行う観点から知的財産権の集約や活用に取り組みやすい体制を構築し、成果の迅速な事業化につなげていくことも選択肢として考えられる。

3. 海外も含む知的財産の権利化**(1) 国内のみで権利化することに伴う懸念**

研究開発の成果を権利化するか否かは、想定されるビジネスの態様等を踏まえて決定するものであるが、仮に日本でのみ権利化し外国では権利化しないという選択をした場合は、国内企業に対して事業活動を制限する一方で、外国企業に対しては無料で技術情報を公開するのみという状態になりうる。

(2) 海外における権利化の推進及び権利化に当たっての留意事項

このため、国の研究開発プロジェクトの成果を日本で権利化する場合は、併せて、市場展開が見込まれる諸外国においても権利化することを原則とすべきである。

また、受託者が権利化の必要はないと判断した場合や、日本のみで権利化すると判断した場合などにおいても、知的財産戦略上、国際的な権利化が必要と客観的に判断される場合は、ファンディング機関等の公的機関の判断により国内外において権利化できるよう、あらかじめ契約等で明確化しておくことも選択肢として考えられる。

一方で、権利化手続や権利の維持には相応の経費を要する点を考慮し、価値がない、あるいは事業化が見込まれないと判断される場合には権利化や権利維持をしないという見極めが一層重要となる。

さらに、優れた技術的成果が世界的に採用されていくよう、権利化と同時に標準化を図る、権利化と秘匿化とを適切に組み合わせるなど計画段階から戦略を考えて対応することも重要である。

4. 公的機関における知的財産マネジメントのための機能・体制強化

知的財産マネジメントを適正に実行していくには、知的財産権に係る幅広い知識

＜産業構造審議会研究開発・評価小委員会中間とりまとめより抜粋＞

に加え、様々な場面で正しい選択ができるセンスと経験を備えた人材を相当数確保するなどの体制整備が必要である。

5. 取り組むべき施策の方向性

個々の研究開発プロジェクトの目的や態様に応じて知的財産権の帰属や第三者への実施許諾等の取扱いを定める上で、その指針となるガイドライン等を策定する。

国の研究開発プロジェクトにおいては、成果が具体化する以前のプロジェクトの初期段階のうちに、将来の事業化を前提とした知的財産の取扱いルールを定めておくことを徹底する。

また、外部の専門家の活用も含め、ファンディング機関等が知的財産権の活用等を適切に実行できる人材の確保と体制整備を行う。

国の委託による研究開発における知的財産マネジメントのあり方
に関する調査研究委員会

1. 委員構成

委員長

渡部 俊也 国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター 教授

委員

<産業界>

秋元 浩 知的財産戦略ネットワーク株式会社 代表取締役社長

久慈 直登 一般社団法人日本知的財産協会 専務理事

堤 和彦 三菱電機株式会社 顧問

筑木 稔博 東レ株式会社 知的財産部 特許室長

<学識者・弁護士・公的研究機関>

島田 広道 独立行政法人産業技術総合研究所 理事

下田 隆二 国立大学法人東京工業大学 産学連携推進本部 本部長代理

鈴木 潤 政策研究大学院大学 教授

高橋 真木子 金沢工業大学虎ノ門大学院知的創造システム専攻 教授

林 いづみ 永代総合法律事務所 弁護士

2. 委員会スケジュール

本年9月から来年1月までの間に計4回開催。

来年2月末に報告書とりまとめ。